

会費の額及び払込の方法並びに納期

1. 会費の額

①一般基準表

均等割		資本金割			従事者割		
口数	会費月額(円)	資本金(万円)	口数	会費月額(円)	従事者数(人)	口数	会費月額(円)
6	600	300未満	2	200	2人以下	1	100
		300～500未満	4	400	3～5人	3	300
		500～1,000未満	7	700	6～10人	6	600
		1,000～2,000未満	10	1,000	11～30人	10	1,000
		2,000～5,000未満	15	1,500	31～50人	15	1,500
		5,000～10,000未満	20	2,000	51～100人	20	2,000
		10,000以上	25	2,500	101～300人	25	2,500
					300人以上	30	3,000

(注)

①1口の額は100円とする。

②資本金及び従事者数は役員改選年度の12月31日に調査する払込資本金と従事者数とし、従事者数は、常時使用者数で個人会員は、事業主、家族従事者(給与、専従者給与を受けている者)を、法人会員は常勤役員(臨時及びパート、見習は含まない)を含むものとし、市外にも事業所を有する企業(法人)については、市内事業者の従事者数とする。

②特別基準表

区分	口数	会費月額(円)
①相互会社②中小企業等共同組合③信用金庫 ④労働金庫⑤公社⑥青色申告会⑦法人会⑧スタンプ会⑨商店会⑩医療法人	20	2,000
①特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人②社会福祉法人③産学連携・商工会事業等に関わる学校法人④地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人、一般社団法人、公益社団法人⑤地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人、一般財団法人、公益財団法人⑥まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人⑦医師、歯科医師、助産師	10	1,000
青年部、女性部の部長及び副部長	6	600
売場面積500㎡超の小売店については地域の状況等を勘案し大型店と協議の上、理事会の決議を経て会長が別途定める。		協議により定めた金額
各種組合・各種団体・大型店テナント等全事業所一括加入については加入組織と協議の上、理事会の決議を経て会長が別途定める。		協議により定めた金額
金融機関	50	5,000
地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者		一般基準表に準ずる
特別会員		一般基準表に準ずる

2. 会費の払込の方法及び納期

①払込の方法は、現金及び預金口座自動振替又は銀行口座振込みとする。

②会費の納期は年2回 6月と11月に納入する。